

文化財課長)	<p>の諮問について」提案理由をご説明いたします。</p> <p>新たに市指定文化財として調査したものの、文化財指定の可否を、対馬市教育委員会の付属機関であります対馬市文化財保護審議会へ諮問することについて承認を求めるものであります。諮問案については、すみません、先に配布しておりませんで、今日、はさみ込みで入れさせていただいております。文化財保護審議会長宛の教育長様の諮問案になります。指定しようとする文化財については、資料の11ページにあります「市指定文化財指定書物件」のとおりであります。名称は「那須加美乃金子神社銅矛」13本、時代は弥生時代になります。神社の所在地は峰町志多賀であります。所有者管理者は、那須加美乃金子神社ということです。概要についてはそこに書いてある通りですが、一応読み上げてまいります。「那須加美乃金子神社に伝来する広形銅矛13本である。2本だけ中折れしているが、それ以外の11本はわずかな欠損があるだけの完品の状態である。記録には1780年（安永9年）の対馬市の『対馬州神社大帳』には那祖師神社の宝物として「銅矛12本」として、また、1823年（文政6年）の『津島紀事』には、那祖師神社の神体として「矛12柄」という記録が残っている。1891年（明治24年）の『社寺宝物帳』には那須加美乃金子神社の宝物として「銅矛13本」が記録されていることから、本銅矛群が長く本神社の宝物として伝来してきていることが分かる。本銅矛群は発掘調査による出土事例ではないものの、対馬市内における広型銅矛の一括事例としては最大のものである。また11本がほぼ完品、中折れの2本も完品に近いという、考古資料の状態としても、市内随一の資料群であるといえる」というふうな資料の状況から今回指定にしようというところです。</p> <p>12ページから14ページにかけて、資料の写真を掲載をしております。尚、指定についての所有者の内諾も得ております。以上です。よろしくご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをします。 質疑、意見等ございませんでしょうか。はい、佐伯委員さん。</p>
佐伯委員	<p>ほんと素晴らしいものが残ってたんだな、と今更ながらびっくりするんですけども、一つ不安なことがあって、指定文化財となると広く人が知ることになる、そうするとやはり盗難等、懸念されるのですけれども、文化財となつた場合にはその辺りの対応等もできるんでしょうか。</p>